

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 三宅	
日 時	平成28年12月20日(火曜日)	開 議	午前 10時 00分
		閉 議	午後 1時 34分
出席委員	小島、○並河、齊藤、菱田、藤本、明田、湊（西口議長）		
出席理事者	[産業観光部]内田部長、柏尾農政担当部長 [ものづくり産業課]野々村課長 [農林振興課]内藤農林事業担当課長 [農地整備課]上田課長、並河国営事業担当課長 [農業委員会事務局]神崎事務局長、大西次長 [まちづくり推進部]桂部長、竹村事業担当部長 [都市計画課]都築担当副課長、田中計画係長 [都市整備課]笹原課長、山内区画整理担当課長 [政策交通課]伊豆田課長 [土木建築部]柴田部長、中西施設担当部長 [桂川・道路整備課]並河課長 [土木管理課]仲田課長、藤本土木維持担当課長、石田管理係長 [上下水道部]西田部長、橋本事業担当部長 [総務・経営課]西田課長、人見経理係長 [お客様サービス課]塩野課長 [水道課]畑課長 [下水道課]阿久根課長		
出席事務局	門事務局長、三宅主任		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 1名	議員 1名(酒井)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（小島委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局主任）

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[上下水道部入室]

[上下水道部所管議案審査]

・上下水道部長あいさつ

（ 1 ）第6号議案 平成28年度上水道事業会計補正予算（第1号）

・総務・経営課長説明（一括）

～ 10:15

[質疑] なし

（ 2 ）第7号議案 平成28年度下水道事業会計補正予算（第2号）

・総務・経営課長説明（一括）

～ 10:25

[質疑] なし

- (3) 第 3 号議案 平成 2 8 年度簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(4) 第 4 号議案 平成 2 8 年度地域下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
・水道課長、下水道課長順次説明 (各会計債務負担行為一括)

~ 1 0 : 3 0

[質疑] なし

- (5) 第 2 0 号議案 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
・総務・経営課長説明

~ 1 0 : 3 4

[質疑]

< 藤本委員 >

管理職員特別勤務手当はこれまで支給されていなかったのか。

< 総務・経営課長 >

これまでは休日における緊急対応等が支給対象であり、平日深夜勤務については支給されていなかった。今回、国の給与改定措置に基づき改正するものである。

[上下水道部退室]

1 0 : 3 6

[産業観光部入室]

[産業観光部所管議案審査]

- ・産業観光部長あいさつ
- ・産業観光部農政担当部長あいさつ

- (1) 第 1 号議案 平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 3 号) 所管分
・所管課長順次説明 (歳出歳入・債務負担行為一括)

~ 1 0 : 5 1

[質疑]

< 菱田委員 >

P 6 1、農業公園管理経費の債務負担行為の設定に係り、業務委託内容は。

< 農林振興課農林事業担当課長 >

新たな事業展開として、体験農園の見直し、あぐりフェスタの年 2 回程度の開催、農機具の展示会等について取り組んでいただく内容としている。当然ながら従前の施設管理等は継続して行うものである。

< 菱田委員 >

年間 5 0 0 万円余りの経費で委託する内容となっているが、例えば、あぐりフェスタ開催時のテナント料や農機具展示会の会場使用料等を収入財源に見込むなど、そのような部分の検討の考えは。

< 農林振興課農林事業担当課長 >

そのように、自主事業による収入等は、指定管理者の収入として事業に反映されるものと考えている。

~ 1 0 : 5 4

- (2) 第 1 5 号議案 亀岡市農業委員会の委員等に関する条例の制定について
・農林振興課農林事業担当課長説明

～ 1 0 : 5 8

[質疑]

< 並河副委員長 >

市長の任命制に係り、従前のように地域を網羅した中での農業委員の人選について、どのように考えているか。

< 農業委員会事務局長 >

地域の農地は地域で守るという現行法の趣旨に沿って、より良い仕組みとなるよう現在検討を進めている。推薦と公募になり、公募の場合は住所要件等がないため、よそからという部分も考えられるが、やはり地域を考えて精査していきたいと考えている。

< 並河副委員長 >

29人の農地利用最適化推進委員の人選についてはどうか。

< 農業委員会事務局長 >

農業委員については認定農業者が過半数ということになっているが、推進委員にはそのような要件はない。しかし、推進委員についても、農業に対する熱意、識見等が必要となっており、地域に入って多種多様な意見を取り入れていきたい。

～ 1 1 : 0 0

- (3) 第 2 7 号議案 亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について
(4) 第 2 8 号議案 亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について
(5) 第 2 9 号議案 亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について
・農林振興課農林事業担当課長説明（指定管理一括）

～ 1 1 : 0 6

[質疑]

< 湊委員 >

第 2 8 号議案の農業公園の指定管理に係り、これまでの農業公社をどのように評価しているのか。

< 農林振興課農林事業担当課長 >

農業公社については、土づくりセンターと一体的、円滑に運営いただいたが、マンネリ化している部分も見受けられ、新たな展開を試みてはどうかということで、シルバー人材センターからも公募があったので、事業内容や指定管理料等を考慮して、今回、シルバー人材センターを選定したものである。

< 湊委員 >

土づくりセンターと農業公園の指定管理を分けることにより、ハウスや事務所等をどのように考えているのか。メリハリをつけられるのか。

< 農林振興課農林事業担当課長 >

3月末までの期間で整理して、しっかりと線引きをしていきたい。シルバー人材センターについては、常駐で維持管理をしてもらう必要があるため、事務所等の施設を考えていきたい。

～ 1 1 : 0 9

- (6) 第 3 3 号議案 土地改良事業 (災害復旧事業) の施行について
・農地整備課長説明

~ 1 1 : 1 2

[質疑] なし

[産業観光部退室]

[休憩]

[まちづくり推進部入室]

1 1 : 2 0

- [まちづくり推進部所管議案審査]
・まちづくり推進部長あいさつ

- (1) 第 1 号議案 平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 3 号) 所管分
・所管課長順次説明 (歳出歳入・債務負担行為一括)

~ 1 1 : 2 7

[質疑]

< 湊委員 >

P 4 1、亀岡駅北土地地区画整理事業に係る補助金ベースの進捗率は。

< 都市整備課区画整理担当課長 >

全体の 3 5 億 9 6 8 0 万円の事業費のうち、平成 2 5 年度から平成 2 8 年度の本補正予算を含んで、総額 2 1 億 4 5 4 0 万円の交付を受けており、執行率は 5 9 . 6 5 % となっている。残りについては、平成 2 9 年から 3 1 年にかけて随時要望を進めていきたい。

< 湊委員 >

順調ということか。

< 都市整備課区画整理担当課長 >

順調である。

~ 1 1 : 2 8

- (2) 第 1 6 号議案 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の
制定について

- (3) 第 1 7 号議案 亀岡市宅地開発等に関する条例の制定について

- (4) 第 1 8 号議案 亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
・都市計画課担当副課長一括説明

~ 1 1 : 3 5

[質疑]

< 並河副委員長 >

府下で初めてということであるが、なぜこの時期なのか疑問に思う。この方針については以前から協議されていたのか。

< まちづくり推進部事業担当部長 >

本市としても、調整区域での人口減少等の課題があり、権限移譲によりすぐに調整

区域に取り組むということは中々難しいことではあるが、約２年前から協議を進めてきている。京都府は既に各市町村に権限移譲の申し出をされているが、各市町村とも中々それに踏み切れていない中、本市ではそのようなことを踏まえ判断したものである。

<並河副委員長>

２年程前からということあれば、やはり駅北開発等を含めた経過もあったのではと思うが、その点はどうか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

調整区域の取り組みを目的としたものではない。京都府としては地域の特性に合ったまちづくりをめざして権限移譲を進めているものであり、本市としてもそのような考え方を受けて判断したものである。よって、駅北だけを捉えての権限委譲という考え方では全然なく、そういった内容は関係ない。

<並河副委員長>

人的配置の考えは。

<まちづくり推進部事業担当部長>

市の機構方針において現在協議中である。

<並河副委員長>

職員数を増やして体制を強化する方向性は。

<まちづくり推進部事業担当部長>

やはりそれだけ事務が増加するので、当部としては増員を要望している。ただし庁内全体の事務バランスを考慮した中で職員配置は決まるものと思われる。

<小島委員長>

今後も京都府からの職員派遣は見込めるのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

京都府に対してもそのように要望を申入れしている。

～ １１：３８

(５)第３０号議案 亀岡市都市公園(３３箇所)に係る指定管理者の指定について
・都市整備課長説明

～ １１：４０

[質疑]なし

[まちづくり推進部退室]

[土木建築部入室]

[土木建築部所管議案審査]

・土木建築部長あいさつ

(１)第１号議案 平成２８年度亀岡市一般会計補正予算(第３号)所管分

・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

～ １１：５１

[質疑]

<湊委員>

高水敷公園整備事業費増に係り、水辺公園の具体的な整備内容は。

< 桂川・道路整備課長 >

トイレ整備のほか、保津橋上流における駐車・駐輪スペースも合わせて進めていく。トイレについては、男子大1・小2、女子2、多目的1の規模を考えている。外観は、保津町で進められている「すいたん」のまちづくりとマッチした木造の建物を考えている。また、その周囲の植栽等の外溝工事も含んでいる。

< 湊委員 >

河川内に設置するのであれば移動式となるのか。

< 桂川・道路整備課長 >

河川外に設置するものであり、下水処理施設の上流側にある、特に浸水の影響を受けない場所を占有して建築する予定である。

< 並河副委員長 >

駐車場の設置は700台程度と聞いているが、内容は。

< 桂川・道路整備課長 >

昨年度から取り組んでいるものであり、その程度の駐車が確保できるものと考えている。

< 並河副委員長 >

その図面は提出できるか。

< 小島委員長 >

他の委員の意見は。必要なければ求めない。(了)

< 藤本委員 >

道路維持経費増に係り、駅前送迎用スペースのカラー舗装の内容は。

< 土木管理課長 >

区画線のカラー舗装を整備するものであり、その色等は検討中である。また、30分以内の制限や送迎用スペースであることがわかるように併用して設置したいと考えている。

～ 11 : 56

(2) 第19号議案 亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の制定について

・土木管理課長説明

～ 12 : 01

[質疑]

< 湊委員 >

第7条で、「市長の命令に違反した者は5万円以下の過料に処する。」とあるが、その設定根拠は。

< 土木管理課長 >

地方自治法の規定に基づくものであるが、実際には規則において、道路交通法の罰則規定に基づき1万円程度の設定を考えている。

< 湊委員 >

レッカー移動はできないのか。

< 土木管理課長 >

これまでは、当該車両の所有者が誰かわからないので、そういうことができなかったが、公安委員会や陸運局との協議の中で、やはり条例によるルール化を図った上で、そのような車両があれば所有者を特定できることから、今後そのようなことも対応していきたいと考えている。

< 湊委員 >

報道機関を活用した周知の考えは。

< 土木管理課長 >

そのようなことも含めて、今後、広報・周知徹底に努めていきたい。

< 並河副委員長 >

30分以内をどのように計るのか。

< 土木管理課長 >

JRの時刻表に基づくと、大体15分間隔で電車が発着していることから、30分と設定した。指導啓発については、来年4月から指導員を配置して対応していきたいと考えている。

< 並河副委員長 >

3駅ともに指導員を常時配置するのか。

< 土木管理課長 >

週2・3日は常時配置するものとし、特に亀岡駅については重点的に取り組みたいと考えている。

< 齊藤委員 >

コインパーキングにすべきとの声を聴く中、今回、このような条例制定を判断した理由は。

< 土木管理課長 >

当初、コインパーキングや有料化も検討したが、やはり当初の送迎用スペースとしての設置目的に沿った利用が最も適切であると判断した。

～ 12 : 08

[土木建築部退室]

[休憩]

13 : 00

[委員間討議] なし

4 討論～採決

[討論]

< 並河副委員長 >

第15号議案に反対。改正農業委員会法により決まったことではあるが、その改正内容に反対するものである。

第16～18号議案に反対。実施時期に疑問があり、職員体制にも不安がある。

< 藤本委員 >

第1号議案に賛成。内容に別段反対するものではない。

[採決]

・第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

可決・全員

・第3号議案 平成28年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

可決・全員

- ・第4号議案 平成28年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
可決・全員
- ・第6号議案 平成28年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第2号）
可決・全員
- ・第7号議案 平成28年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第2号）
可決・全員
- ・第15号議案 亀岡市農業委員会の委員等に関する条例の制定について
可決・多数（反対：並河副委員長）
- ・第16号議案 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定
について
可決・多数（反対：並河副委員長）
- ・第17号議案 亀岡市宅地開発等に関する条例の制定について
可決・多数（反対：並河副委員長）
- ・第18号議案 亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
可決・多数（反対：並河副委員長）
- ・第19号議案 亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の制定について
可決・全員
- ・第20号議案 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
可決・全員
- ・第27号議案 亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について
可決・全員
- ・第28号議案 亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について
可決・全員
- ・第29号議案 亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について
可決・全員
- ・第30号議案 亀岡市都市公園（33箇所）に係る指定管理者の指定について
可決・全員
- ・第33号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

[指摘要望事項等]

< 小島委員長 >

委員長報告の作成にあたり、指摘要望等の意見があれば伺う。なお、指摘要望事項については、議案審査の過程を踏まえた中で、特に委員会として意見を付すべき事項があれば、取り扱いたい。

< 菱田委員 >

農業公園の指定管理者の変更に係り、経費削減が図れるとの説明があったが、その一方では、農業公園の有効活用に努められ、農業の発信、新規就農者の勉強の場となるよう、本市農業の発展に寄与する取り組みを望むものであり、指摘要望事項として盛り込んでどうか。

< 小島委員長 >

今の意見について、委員会の総意とすべきかどうか。特に意見がなければ指摘要望事項として取扱いたい。

< 事務局主任 >

農業公園の指定管理に係る要望事項として、その文言等の整理については正副委員長に一任願いたい。(了)

< 小島委員長 >

それでは、委員長報告の作成については正副委員長に一任願う。(了)

12 : 10

5 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

< 事務局主任 >

本日の審査、質疑を踏まえ、議論の内容を市民に広報する観点から、2項目程度を抽出願いたい。

< 小島委員長 >

掲載内容について意見はないか。

< 明田委員 >

湊委員の質疑にあったように、駅前送迎用スペース管理条例については、大きく掲載すべきと考えるがどうか。

< 小島委員長 >

他に意見は。農業委員会の制度改正についても農業者にとっては関心のある内容と考えるがどうか。

< 藤本委員 >

法に基づいて農業委員会制度が改正されるということを広報するのか。

< 小島委員長 >

この2項目でよいか。

< 事務局主任 >

駅前送迎用スペース管理条例については、PRもできるよう大きく掲載すべきという意見があった。また、農業委員会の条例に関しては、来年7月からの施行であり、どのように制度が変わるのかの説明が一定必要となり、紙面の割り当てが難しいと感じている。また、委員会としてどのような議論をしたのかを掲載することから、その広報の意図を確認願いたい。

< 小島委員長 >

農業委員会に関しては、7月からの改正を踏まえ時期的なことも考慮して、取り下げたい。

< 藤本委員 >

それでは、もう1項目として一般会計補正予算の鳥獣対策事業経費の増額を取り上げてはどうか。

< 小島委員長 >

ほかに意見は。

< 齊藤委員 >

鳥獣対策経費に関して広報しようとも、審査において質疑等はなかった。それならば高水敷整備事業のトイレ整備の方がよいのでは。月読橋の河川内トイレに関してはよく市民の要望を聴くところであるが、(仮称)保津川水辺公園では、河川外であるのでトイレを設置できるということを明らかにすべきである。

< 並河副委員長 >

掲載すべき内容としては、やはり開発許可の権限移譲ではないか。今後、市の事務となることは、大きな変化である。

< 小島委員長 >

まず、駅前送迎用スペース管理条例を掲載することについてはどうか。(了)
それでは、あと1項目については、補正予算の鳥獣対策、高水敷整備、又は条例案件の開発許可権限移譲の意見があるが、どのように取り扱うか。

< 小島委員長 >

特に意見等がなければ、齊藤委員の意見を踏まえ、高水敷公園の整備を取り上げることでどうか。(了)

< 小島委員長 >

それでは、掲載内容の取り扱いについては正副委員長に一任いただき、次回の委員会で確認願いたい。(了)

(2) 議会報告会等の意見対応について

< 事務局主任 >

11月8日開催の議会報告会に係る当委員会所管の意見はなかった。10月27日に千歳町、10月29日に本梅町でそれぞれ開催されたわがまちトーク(自治会版)に関しては、設定されたテーマに基づく意見として、当委員会所管分が別紙のとおり送付されている。当委員会の対応としては、意見の概要・当日の回答内容を確認し、委員会活動の参考とすべきもの、執行部へ報告すべきもの、委員会として案件に取り上げて調査を深めるものに分類願いたい。

< 小島委員長 >

それでは、当日の意見・要望等の概要及び回答内容を項目ごとに確認し、当委員会の対応を分類する。意見があれば求める。
(委員長より項目ごとに分類、協議の結果、全て参考とする。)

(3) 次回の月例開催について

< 事務局主任 >

1月の月例開催に関して、案件として、産業観光部から元気農業プランの見直し、土木建築部から建築物耐震改修促進計画案の策定に係る行政報告について、それぞれ申し出を受けている。

< 小島委員長 >

これらをまず案件にしたいと考えるがどうか。(了)

(各委員日程調整)

< 小島委員長 >

日時は、1月20日(金)午前10時とする。

案件としては、ほかに意見等がなければ行政報告2件とすることによいか。(了)

それでは、調整等については正副委員長に一任願いたい。(了)

以上で閉議する。

~ 散会 13:34